

# 有害物質等流入事故対応の届出について

平成 17 年 11 月 1 日より下水道法の一部が改正され、特定事業場から下水道に下水を排除している者に対して人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるシアン等の有害物質又は油等（表 1）が宮崎市下水道排除基準を超過して下水道へ流入する事故が発生した時には**直ちに**応急の措置を講じるとともに、**速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届けることが義務付けられました。**

実際に事故が発生したときには、応急の措置を講ずるとともに直ちに下記の緊急連絡先に連絡するとともに給排水設備課に事故報告書（別紙 1）を届けるようにしてください。

事故時の措置の対象となる物質及び油 表 1

物質名	物質名
カドミウム及びその他の化合物	1,1,2-トリクロロエタン
シアン化合物	1,3-ジクロロプロペン
有機りん化合物	チウラム
鉛及びその化合物	シマジン
六価クロム化合物	チオベンカルブ
砒素及びその化合物	ベンゼン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	セレン及びその化合物
アルキル水銀化合物	ほう素及びその化合物
ポリ塩化ビフェニル	ふっ素及びその化合物
トリクロロエチレン	ダイオキシン類
テトラクロロエチレン	原油
ジクロロメタン	重油
四塩化炭素	潤滑油
1,2-ジクロロエタン	軽油
1,1-ジクロロエチレン	灯油
シス-1,2-ジクロロエチレン	揮発油
1,1,1-トリクロロエタン	動植物油

緊急連絡先: 宮崎市上下水道局 下水道施設課(宮崎処理場内) TEL 0985-26-3336  
お問合せ先 宮崎市上下水道局 給排水設備課 TEL 0985-26-7512

